

令和 3年11月 5日

城陽市議会議長  
谷 直 樹 様

提出者 城陽市議会議員  
若 山 憲 子  
谷 口 公 洋  
語 堂 辰 文

## 議 案 提 出 書

下記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

### 記

意見書案第3号 消費税インボイス制度の実施延期・中止を求める意見書

## 消費税インボイス制度の実施延期・中止を求める意見書

国税庁は、コロナ禍で日本経済が激しく落ち込んでいる今年10月1日より消費税インボイス発行事業者の登録申請を始めている。

消費税インボイス制度とは2023年10月1日から始まる適格請求書等保存方式のことである。

消費税の適格請求書の交付は、適格請求書の申請をした事業者のみ可能となる。

売上高1,000万円以下の消費税の免税事業者は、消費税インボイスの申請をしなければ仕入れ取引排除や不当な値下げ圧力にさらされる懸念から、売上高にかかわらず消費税の課税事業者になる選択が迫られ、免税事業者が淘汰されるものである。

取引における消費税額を示すインボイス導入で、売上高1,000万円以下の消費税免税事業者について国税庁は、フリーランスをはじめ個人事業主の約75%を占め、法人を含めると約424万人に上る消費税免税事業者のうち、370万人超が消費税課税事業者になり、インボイス制度を適用すると見込んでいる。

業種も、中小零細企業のみならず、個人タクシーや運送、演劇・映画・出版関連・イラストレーター、音楽・英語教室、生命・損保保険代理店、建設（一人親方）など多岐にわたり、その経済的影響はより一層厳しい事態になることは明らかであり、日本商工会議所をはじめ、全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会、全国青色申告会総連合等々も消費税インボイス制度の延期や実施の中止を求めている。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても地域に根差して活動する中小零細企業の存在は、まちの活力であり不可欠である。

については、国におかれては、消費税インボイス制度の実施の延期・中止をすよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3年11月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
財務大臣	様

経済産業大臣 様  
内閣官房長官 様

城陽市議会議長 谷 直 樹